|  |
| --- |
| **公益認定申請窓口相談の募集について****（令和2年5月分）** |

　内閣府では、法人サポートの取組の一環として、これから公益認定の申請に着手される法人様を対象に窓口相談の予約申込を受け付けております。

窓口相談の申込に当たって

●対象法人　：　内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人

●相談内容等　：（１）新規の公益認定等各種申請に関するご相談

（２）定款の変更の案の内容等についてのご相談

※窓口相談の時間は限られています。（１回当たり約４５分）相談事項は、定款を含めて３問程度に絞り込んで下さい。

⇒「公益法人ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ」提供の「公益法人制度のポイント」、「申請書類の記載例」、「公益法人制度関係法令とガイドライン」といった申請に役立つコンテンツもご参照下さい。

●相談場所　：　内閣府公益認定等委員会事務局内（東京都 港区虎ノ門3-5-1 第３７森ビル１２階）

※新型コロナウイルス感染予防のため電話等による対応とさせていただく場合があります。

●申込期間　：　令和2年3月25日（水）から令和2年4月7日（火）まで

●相談日時　：　別紙窓口相談予約申込書の日時のいずれか１回　（ただし、申込は相談可能な複数日時を登録）。

●申込方法　：　下記Ｅメール又はＦａｘでお申込み下さい。

●回 答 日　：　申込締切日の１週間後を目途に御連絡いたします。

●留意事項

１．窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。

２．以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。

（１）既に申請を行っている法人

（２）申請予定先行政庁が都道府県である法人

　３．ご相談は、できる限り詳細な説明を行いますが、最終的な結果を保証できるものではありませんので、予めご了　承願います。

４．初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模等が分かる資料（パンフレット等）の提出をお願いしております。

５．窓口相談への来訪者は必ず３名以内として下さい。（代理人の方は１名以内に限り、代理人のみの来訪は不可）

　 ※電話等による相談の場合は上記の要件は該当しません。

６．相談事項は、定款も含めて３問程度に絞り込んで下さい。窓口相談の日時確定後、Ａ４判用紙１～２枚に簡潔に取りまとめていただくとともに、その相談に関連する資料（例えば定款の変更の案、貸借対照表、収支予算書など）を相談日の１０開庁日前（土日・祝祭日・12/29～1/3を除いた１０日前）＜厳守＞までに送付して下さい。

【申込み・問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室　　春山

Ｔｅｌ　：　０３－５４０３－９５２６

Ｆａｘ ：　０３－５４０３－０２３１



別　　　紙

窓口相談予約申込書

* 窓口相談日時一覧（希望時間に○をつけて下さい（相談可能な複数日時を選択））。

５月 １１日（月）　　　　　 ― 　　 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月　１３日（水） １０時１５分～　 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月　１４日（木）　　　　　１０時１５分～　　 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月 １８日（月） ― 　　 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月 ２０日（水）　　　　 １０時１５分～　　 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月 ２１日（木）　　　　　１０時１５分～ 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月 ２２日（金）　　　　　１０時１５分～ 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月 ２５日（月） 　 ― 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月 ２７日（水）　　　　　１０時１５分～　　 　　１３時１５分～ １５時１５分～

５月 ２８日（木）　　　　　１０時１５分～ 　　１３時１５分～ １５時１５分～

●　一 般 法 人 名 ：

●　担 当 者 名 ：

●　連絡先電話番号 ：

●　連絡先Ｆａｘ番号 ：

●　メールアドレス　　：

　※　上記、一般法人名以下は窓口相談を希望される法人情報（代理人は不可）を登録願います。

●　過去における公益認定申請実績の有無　(いずれかに〇)　　　　　　　　　　　　ある　　　　　　　　　なし

●　移行法人として公益目的支出計画提出実績の有無　(いずれかに〇)　　　　　ある　　　　　　　　　なし

* 相談内容（３問程度）　必ず記載してください。

 ①

　　　②

　　　③